



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

439	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
440	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
441	平成31年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課).....	3
442	平成31年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(").....	5
443	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	6
444	"	(").....	6
445	"	(").....	7
446	"	(").....	7
447	"	(").....	8
448	"	(").....	8
449	"	(").....	8
450	"	(").....	9
451	"	(").....	9
452	"	(").....	10
453	"	(").....	10
454	"	(").....	11
455	保安林の指定施業要件の変更	(").....	11
456	"	(").....	11
457	"	(").....	12
458	昭和58年和歌山県告示第523号(漁業災害補償法の規定による区域の設定)の一部改正	(水産振興課).....	12
459	漁業災害補償法の規定による区域の指定	(").....	13
460	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	13
461	"	(").....	13
462	"	(").....	14
463	"	(").....	14
464	"	(").....	14
465	"	(").....	15
466	"	(").....	15
467	和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正	(総務事務集中課).....	16

○ 公告

	和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付	(総務事務集中課).....	22
--	----------------------------	----------------	----

告 示

和歌山県告示第439号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成31年5月10日まで縦覧に供する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成31年4月10日

2 名称

特定非営利活動法人子ども教育支援

3 代表者の氏名

畑屋好之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字金屋464番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して、主に子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、質の高い教育活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新宮ショッピングセンター

和歌山県新宮市橋本二丁目3971-1外11筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

- (1) 平成31年3月1日
- (2) 平成31年4月1日他

5 変更した理由

- (1) 代表者交代のため
- (2) 小売業者の社名、住所及び代表者名の変更並びに小売業者の入退店のため

6 届出年月日

平成31年4月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4番8号）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成31年4月23日から同年8月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第441号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成31年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月21日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月21日	日	正午	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629
7月21日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月25日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月25日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 7月21日（日）に実施する試験については、6月10日（月）から同月28日（金）まで
- (2) 8月25日（日）に実施する試験については、7月16日（火）から8月2日（金）まで

9 その他

会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第442号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成31年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月24日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
8月2日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月18日	木	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8	伊都
7月27日	土	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田
8月1日	木	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	
7月10日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629	日高
7月11日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月24日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	
7月25日	木	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護及び管理 45分

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が平成31年9月14日までの狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産

振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第443号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第444号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

海南市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第445号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第446号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。))

和歌山県告示第447号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第448号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第449号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森

林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第450号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第451号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第452号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第453号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第454号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第457号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第458号

昭和58年和歌山県告示第523号(漁業災害補償法の規定による区域の設定)の一部を次のように改正する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表中

「第29田野浦加入区	田 野 浦	田 野 浦	No.546	特定区画漁業権の漁場の区域	
広川町第1加入区	唐 尾	鷹 島	No.548、549	”	を
第2戸津井加入区	小 引 浦	戸 津 井	No.547	”	

」

「第29田野浦加入区	田野浦	田野浦	No.546	特定区画漁業権の漁場の区域 " に改める。
第2戸津井加入区	小引浦	戸津井	No.547	

和歌山県告示第459号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により単位漁場区域を次のように定める。
平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第114条に定める養殖業
（養殖業の種類）

小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業及び小割り式三年魚たい養殖業

名 称	単位漁場区域
広川町第1	和特区第702号、第703号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第460号

和歌山県和歌山市黒田・秋月・太田・出水の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市黒田・秋月・太田・出水の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市黒田・秋月・太田・出水の各一部地区
- 5 認証年月日
平成31年4月4日

和歌山県告示第461号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川（猪谷）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月1日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川（猪谷）の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川（猪谷）の一部地区

5 認証年月日

平成31年4月4日

和歌山県告示第462号

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町高池の一部地区

5 認証年月日

平成31年4月4日

和歌山県告示第463号

和歌山県有田市辻堂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成27年10月27日から平成30年2月27日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市辻堂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市辻堂の一部地区

5 認証年月日

平成31年4月4日

和歌山県告示第464号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷・佐本根倉の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月23日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷・佐本根倉の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本深谷・佐本根倉の各一部地区
- 5 認証年月日
平成31年4月4日

和歌山県告示第465号

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年4月4日

和歌山県告示第466号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本根倉の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本根倉の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本根倉の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年4月4日

和歌山県告示第467号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類(品目等)例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC用紙、PPC用紙(再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、目付印等
7	情報処理用品	USBメモリ、磁気テープ、ディスクバック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等

17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等
18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガスを含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガスを含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理を含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定又は指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等

36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・ <small>じんあい</small> 塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等(プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、碎石、再生碎石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等

54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等）、検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒を含む。）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等（医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料を含む。）等（必要な届出等を行っていること。）
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等（必要な届出等を行っていること。）
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等（毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。）、その他消防・防災用品（非常用備蓄食料等も含む。）、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物（印刷機（設備）を保有（リースを含む。）していること。）
68	—	—
69	—	—

70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等（必要な届出等を行っていること。）
74	清掃用品取替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成31年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷、製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

2 申請者に必要な条件

資格審査の申請は、当該申請をしようとする者が次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、行うことができる。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては、法人税に係る徴収金を完納していること。

(6) 個人にあつては、在住する県内の市町村が個人に対して課する住民税（県民税及び市町村民税をいう。）に係る徴収金を完納していること。

(7) 申請日現在において、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について1年以上の営業実績を有していること（法人にあつては、これに加えて、原則として、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について当該法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。）。

- (8) 競争入札に参加を希望する営業種目の営業を行うことについて、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
 - ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
 - カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 資格審査の申請書等

資格審査に係る申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限るものとする。

(1) 申請添付書類

- ア 法人にあっては、登記事項証明書
- イ 2の(4)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書
- ウ 2の(5)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書
- エ 2の(6)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書
- オ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 2の(7)の営業実績を示す書類
- キ 2の(8)に掲げる条件を満たすことを証する書類
- ク 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- ケ アからクまでに掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

(2) 申請書の提出については、持参又は郵送によるものとする。

なお、電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）により申請を行う場合にあっては、作成したデータを送信するとともに、電子調達システムにより出力される申請確認書に押印し、申請添付書類を添付の上、持参又は郵送により提出しなければならない。

4 申請書及び申請添付書類の提出先及び審査申請要領等の配布場所

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

申請書及び申請添付書類は、別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関（以下「調達機関」という。）のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより申請を行った場合は、申請確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関において配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

(1) 資格審査の申請は、原則として、次に掲げるいずれかの期間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に行うものとする。

ア 平成31年5月7日（火）から同月31日（金）まで

イ 平成31年11月1日（金）から同月29日（金）まで

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める期間

(2) (1)の規定にかかわらず、公告により競争入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該公告の期間において、知事が特に定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1)の規定にかかわらず、申請書及び申請添付書類の提出先は、和歌山県会計局総務事務集中課とする。

6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。

7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定により資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日（原則として、5の(1)のアの期間に申請されたものについては平成31年8月1日、5の(1)のイの期間に申請されたものについては平成32年2月1日）から平成33年7月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札のうち条件付き一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

別表1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類 (品目等) 例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品 (画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類 (一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。) 等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙 (再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC 用紙、PPC 用紙 (再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV 機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP 等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USB メモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム (再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD 等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム (医療用を除く。) 等
16	什器	鋼製什器 (書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器 (応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等

17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等
18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレットペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガスを含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガスを含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理を含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定又は指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数 20 トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LP ガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等

36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器 <small>じんあい</small>	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉 <small>じん</small>
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等(プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等

54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等）、検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒を含む。）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等（医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料を含む。）等（必要な届出等を行っていること。）
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等（必要な届出等を行っていること。）
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等（毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。）、その他消防・防災用品（非常用備蓄食料等も含む。）、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防弾板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物（印刷機（設備）を保有（リースを含む。）していること。）
68	—	—
69	—	—

70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等（必要な届出等を行っていること。）
74	清掃用品取替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）

別表2

申請書等を受け付ける県の機関	左の機関が所管する物品集中調達等の概要
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に関する調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局並びに和歌山市、海南市及び海草郡に所在する県の地方機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部 651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台 783-8 TEL 0735-62-0412	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達
警察本部警務部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部(一般競争入札に関する調達を含む。)の調達